

が極めて大きいという意味で重要であると考えられます。

そこで、事案に対応した適正な処分、科刑を実現する観点から、公務執行妨害罪とその補充的な犯罪である職務強要罪、さらに窃盗罪について、選択刑として罰金刑を新設し、刑の選択の幅を拡大することとしたものでございます。

○細川委員 それでは、お聞きをしますと、これまで、なかなか起訴できない、ちょっと無理だということで起訴猶予にしていた、そういう人を今度は処罰する、こういうことでござりますけれども、それでは、今まで起訴猶予ですから結局処罰されない、そういう人が今度はこの法案によつて処罰をされるようになるわけですから、そうしまさない、その中にも罰金刑にした方がいいです。

○杉浦国務大臣 重罰化と言えるかどうか、先生のおっしゃつている意味はわからぬわけではありませんが、ちょっと首をひねるわけですねけれども、どうですか、重罰化ではないですか。

○杉浦国務大臣 重罰化と言えるかどうか、先生のおっしゃつている意味はわからぬわけではありませんが、ちょっと首をひねるわけですねけれども、今刑事局長が御答弁したように、これまで自由刑しかありませんから、起訴すべきかどうか判断に困難を伴うような事案について、より適正な処分、科刑の実現が図られるように選択刑としての罰金刑を新設して、刑の選択の幅を広げたということだと思います。

局長が触れましたが、抑止力といいますか、それがも期待されていると思います。局長答弁にあつたように、刑法犯の八〇%ぐらいが窃盗罪で、そのうちかなりの部分が万引きですね、成年男女による。最近の万引きのケースというのは、いろいろ聞きますと、お金に困つてやるわけじゃない、もう豊かな社会ですから。ついといつうのが多いよなんですね。

抑止力があるかどうか、これは何とも即断はできませんが、例えば飲酒運転で罰金刑を二十万にしましたよね。あれで飲酒運転は激減したという大変な抑止力があつた。例えば、万引きの場合

に、千円のものを万引きして三万円の罰金というようなことになると、引き合わないといいます

か、そういう効果も期待できるんじやないかといふうにも思つたわけです。罰金刑をつく上げた場合は重罰にしたわけです。罰金刑をつく上げたわけですが、今度の場合は、起訴猶予にせざるを得ないけれども、その中にも罰金刑にした方がいい、罰を加えた方がいいというものについてでござりますから、そこまで起訴されると、重罰化を目的としているんだ、こういうふうに考えられるんですけども、どうですか、重罰化ではないですか。

○細川委員 今まで起訴されない、そういう人、罰金にならなかつた人が今度は罰せられるわけでござりますから、そういう意味では私は重罰化といふふうに思つます。罰金にならなかつた人は、これはちょっと問題があるのでないかといふふうに私は思つております。

○細川委員 今まで起訴されない、そういう人、罰金にならなかつた人が今度は罰せられるわけでござりますから、そこまで起訴されると、重罰化を目的とすれば、窃盗罪については、今大臣から御説明があつたように、万引きなどもふえておりますから、そういうことから納得をするとこります。罰金刑を新設したということになります。

この公務執行妨害の対象は、九割が警察官でござります。罰金刑を新設したということになりますと、大部分が警察官の公務の執行を妨害した者が新たに罰せられる。今まで罰せられていないかつた者が新たに罰せられる、こういうことになります。

本来は、国家権力というもの、その行使についてではできるだけ抑制的に行わなければならぬと、いう見地からいたしますと、警察官の権限の濫用というのがちょっと心配でございます。例えば、暴力団とか酔っぱらいとか、あるいは若い者などが、ちょっと粗暴な連中が公務を妨害して、そこでも罰金刑で処理されると、いうようなことは、これで罰金刑で処理されると、いうふうに思つます。例えれば、は妥当な場合もあると思つますけれども、しかし、例えれば政治的な行動、よくありますのがデモなんかの場合ですね。こういうような場合に、公務執行妨害に問われる事例があつてくるというこ

したがつて、私は、こういう公務執行妨害罪に罰金刑を新設して、そのことが警察権力の濫用に

ならないように、慎重な運用というのが当然要請されるものと思いますけれども、この点について大臣はどうにお考えでしょうか、聞かせてください。

○杉浦国務大臣 もちろん、先生のおっしゃるとおり、濫用されはならないものでございます。先生がおっしゃるとおり、國家権力の行使は抑制的でなきやならない。デュープロセスを柱とする法治国家においては、もう当然のことでござります。一方において、例えれば、警察官の職務執行は、犯罪抑止のために保護されなければならない重大な公益、法益でございます。

今度の場合は、局長が御説明申し上げましたように、法定刑が自由刑に限られているということから、起訴すべきものは起訴するんですが、起訴猶予にする、これは無罪ではないわけで、やつたわけだけれども起訴猶予にする事案の中に、罰金刑を科した方が相当ではないかというような事案が増加しているということにかんがみまして、事案に対応した適正な処分、科刑を実現するという観点から、刑の選択の幅を広げることとしたものでございます。

したがいまして、今回の法改正によりまして、明らかに相応の刑罰を科する必要のない、起訴猶予ですか、そういうような事案についてまで新たに刑事処分の対象とすることは想定しております。この医療事故についても同様に、システム機関によって原因究明をすべきだ、こういうよう提案もいたしましたところでございます。

また、最近、医療事故が大変問題になつております。この医療事故についても同様に、自動車の方も入れるべきだ、車の方もやはり第三者の問題があるよう事故、医療というのはチームによって治療に当たつている場合でござります。この医療事故についても同様に、医療機関が、その一人のミスを刑事責任に問うというようなことがあります。むしろ客観的な調査によって、その医療事故が起つた原因をしっかりと究明する、そして再発防止に役立てるといふことが医療事故についても必要だというふうに思つます。

交通事故、それから医療事故、いろいろと考えてみましても、再発防止を考え、事故原因の究明が私は大事だというふうに思つております。そういう意味で、この点について、個人の責任を問う刑事捜査よりも、事故原因をまず優先する、再発防止のための事故調査を優先するということについて大臣はどうのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○河野副大臣 御指摘のとおり、行政による調査を優先して事故の再発防止をするべきではないというお考えがあるのはよく承知をしております。諸外国で

百万円に引き上げるということは妥当な法案だといふふうに考えております。

そこで、私は、特に事故との関係でいろいろとお聞きをいたしたいと思いますが、事故というのは、航空機の事故もあれば鉄道の事故もある、そして車、自動車なんかの事故もあるわけなんですけれども、事故の場合は、何といつても再発を防

は、事故によつてはそういうことを現にやつてい

ただ、事故の原因の究明、それから再発防止をするための行政機関の調査と、その行為者に対する社会的な制裁というんでしようか、科すための刑事手続というのは、どちらを優先させるべきものではない、どちらをどちらで置きかえるべきものでは恐らくないんだろうというふうに思います。

例えば交通事故などで、原因の調査をもう少し

詳しくやるべきではないかという問題提起があるのはよく承知をしておりますが、だからといって事故の原因者を全く処罰しないというのは、なかなか国民感情からも御理解をいただけないと意思しますし、医療事故の場合には、昨今問題になつてゐるケースもあるのは承知をしておりますが、だれが医療事故の原因究明をやるのかというシステムそのものが、残念ながら、我が国ではまだしつかり整備されていないんだと思います。役所が

やるのか、あるいはプロとしての医師のグループから、名譽にかけて真相を明確にするといった活動が行われるのか、その辺もまだ統一をされていないというふうに思っておりますので、現時点で、こうした業務上過失事件においてどちらかを優先させなければいけないというのはなかなか難しいんだろうと思います。

○細川委員 確かにそういう考え方もあるうかと思
いますけれども、しかし 事故調査を優先して、
そして調査をして、その過程の中で、個人のどの
者に刑事責任を負わせたらいいか、これがはつきり
してくれば、その後で刑事責任を追及しても国民
の皆さんは納得をするのではないかというふうに
私は思っているもので、ぜひ引き続き御検討を

お願いしたいと思います。

それから次に、交通関係での業務上過失致死傷罪のうち、業務上過失致傷罪、死亡に至らない致傷罪について、いわゆる非犯罪化といいますか、致傷罪については起訴がなかなかされていない、起訴が少なくなっているというふうに統計上は出ております。例えば、一九八八年では自動車によります業務上過失致死傷罪の起訴率は四四・六%、これが二〇〇四年には一一・一%こんなに減っている。四分の一にも致死傷罪については

起訴率が減つております。
こういうふうになつてきているのは、一体どういう理由からこういういわゆる致傷罪が非犯罪化というか、起訴されないようになつてきてるのか、説明をお願いいたします。
○大林政府参考人 まず、自動車等による業務上過失致死事件は、被害者の死亡という重大な結果が生じていてことから、検察当局においても厳正に対処をしているものと承知しております。現に、その起訴率はおおむね六〇%台で推移しております。

これに対し、御指摘の自動車等による業務上過失傷害事件の起訴率は、昭和六十一年に七三%を記録して以降漸減し、ここ数年は、おおむね一〇%程度で推移している状況にございます。

害の程度は、全治数日程度の軽いものから治癒まで数ヶ月以上を要するものまで多岐にわたつております。また、傷害の場合は、自動車保険の普及により治療費や修理費等は保険でカバーされることに加え、示談や謝罪等により被害者が処罰感情を有しないものも少なくございません。そもそも、車社会と言われる現代社会においては、業務上過失傷害事件は一般市民が日常生活を営む上で少なからず生じ得るものであると言えます。

こうした事件の中には比較的軽微な事案も含まれるわけですが、これらのすべてを厳正に処罰することが刑罰のあり方として妥当であるかどうかについては、いろいろな議論のあるところと承知

しております。

そこで、検察当局において、昭和六十二年以降、全国的に業務上過失傷害事件の処理のあり方の見直しが行われ、傷害の程度が軽微で、酒気帯び運転、速度違反あるいは無免許運転等の特段の悪質性も認められず、被害者も特に処罰を望まないような事案について、起訴猶予処分の弾力的運用を図ることとする一方で、重大ないし悪質な事案について厳正に対処するなどの処理が行われており、その結果が起訴率の推移にあらわしている

○細川委員 いろいろ理由を述べられましたけれども、業務上過失傷害で起訴されないという事案、これはされるのが十件に一件なわけですね。罰金刑も当然あるわけですから、私は、少し少ないんじゃないいか、やはりこの過失致傷罪の非犯罪化がずっと進んでいるというふうに思います。

しかし、私は、致傷であっても、結果が傷害であつても、悪質なスピード違反とか信号無視と

か、そういうものは、しっかりと犯罪として起訴して処罰をきちっとやるべきだ。そうしないと、けがをした被害者の感情というのは、どうして処罰も何もされないんだろう、こういうふうに思いますよ、けがをした人は。やはり、十人に一人しか処罰されていないというのは、私はおかしいと思いますね。

さらに、問題は、警察の方が全部調査するわけでしょう、どんな事故でも、けがをしたら。それで、その調査をしたって、全部それを検察庁に送つても、全部不起訴で処理されたら、警察の方だつて捜査するのが嫌になるんじゃないですか。そういう声も私は聞いております。

そうしますと、やはり再発防止の観点からもしつかり調査をしていただかなければいけませんし、加害者についての再犯防止の観点からも、やはりこれは、私はちょっとこの傾向については納得できないところでございます。

この業務上過失傷害についての非犯罪化と言わることにつきまして、私が述べたようないろいろなことがあります。されど、それがどうも受け入れられないので、私はこの問題を放り出さざるを得ません。

ろな疑問が起こつてゐるわけなんですけれども、

○ 杉浦国務大臣 確かに、先生御指摘されるとおかれ、今確認しましたら、略式請求、罰金を含めて一割という数字でございますので、いささか低いかなという印象もないわけではございませんが、先ほど局長が答弁しましたとおり、重いものはきちんとやっているんだと、きちっと。

ただ、被害感情が全くないケース、被害が弁償

○細川委員 ぜひ、ひとつ検討をさらに進めてい
ります。
され、金錢的には保険等でカバーされているわけ
ですが、そういう場合について、適切に処理して
いるということでございますので、過失の程度、
結果の重大性、示談の成否、被害者の处罚感情な
どを総合的に考慮して、事案においては適切な処
分に努めているものと私は承知しております。先
生の御指摘は御指摘として受けとめさせていただ
きます。

ただきたいと思います。
次にもう一つ問題は、この業務上過失致死傷罪について、お酒を飲んで運転をして、事故を起こして、そしてひき逃げをする、こういう事例が大変ふえております。酒酔い運転などについては、罰則強化あるいは危険運転致死傷罪の重罰化によって、飲酒運転による事故そのものは減ったということです。それはそれでよかったですとおもいますけれども、その反面、事故を起こして、その現場から逃げるという人がふえてるということは、これは大変大きな問題だというふうに私は思いま

危険運転の刑は、最高が二十年でござります。これに対して、業務上過失の方は最高が五年、救護義務違反が道交法で五年の懲役、これが上限でありますから、併合罪でも七年六月というのが最高でございます。そうしますと、飲酒していて事故を起こした、それで、そこで事故でけがした人たちを救助するということをするよりも、そこから逃げた方が刑が軽くなる、こういうふうに思つ

てその場を逃げる、そういうふらちな者がいても不思議ではないというふうに私は思つております。

事故を起こして、そこで教護義務を果たさず逃げた場合のいろいろな運転者の理由を警察の方で調べておりますけれども、それは、やはり酒を飲んでいた、だから逃げたというのが圧倒的に多いわけでございます。したがつて、これについては、交通事故で亡くなつた遺族の方々からもいろいろと法務省などにも要請があると思いますけれども、この飲酒、ひき逃げをなくす方法について、ぜひ、刑法や道交法改正も含めて検討していくべきだと思いますが、法務大臣、どのようにお考えでしようか。

○杉浦国務大臣 先生の御指摘の点が問題であることは認識しております。

その前に、一般論でございますが、事故を起きたときの対応に努めていくのは当然ですが、そのようにお考えでしようか。

○杉浦国務大臣 先生の御指摘の点が問題であることは認識しております。

その前に、一般論でございますが、事故を起きたときには酒気は認められなくなるものではございません。ただ、本人が出頭したときには酒気は認められますので、酒気帯びで運転したかどうか認定するのはなかなか難しいという点がござります。それを免れるために逃げるというケースが多くあるんじやないかと思いますが、そうしたときにおいても、事案に応じた対応に努めているものと思います。

また、業務上過失致死傷罪というものは、過失犯は故意に悪質、危険な自動車の運転行為を行ったことによって人を死傷させた者を、その行為の実質的な危険性から特に重く処罰するものでございまして、そのような罪質の違いから、両罪の法定刑に差異があるものというふうに考えられます。

先生おつしやつたように、ひき逃げをした方が得をするというようなことはあってはならないことでございます。先日、副大臣と一緒に被害者の方々とお目にかかるて、事情をいろいろとお伺いしましたが、胸を詰まらせる思いがございました。被害者の方々は、ひき逃げ罪、ひき逃げその

ものを処罰してほしいという要望でございました。

新たな法整備の要否については、関係省庁と協議しながら、道交法は警察庁でございますので、関係省庁と協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

検察当局においては、今後とも警察と連携しながら、事案に応じた対応に努めていくのは当然ですが、そのように承知しております。

〔委員長退席、松島委員長代理着席〕

○細川委員 警察庁の方。

○矢代政府参考人 いわゆるひき逃げの罰則につきまして、さらなる引き上げを行うべきであるという意見、要望があることは私どもも承知しております。今後、ひき逃げ事案の発生状況や実際の科刑状況、危険運転致死罪、致死傷罪等、他の

犯罪に対する刑罰との均衡も踏まえまして、関係省庁とも協議しつゝ、どのような対応が可能か、検討してまいりたいと考えております。

○細川委員 酒を飲んで事故を起こして、そこから逃げて、さらに酒を飲むというような、本当に

ふらちなやつもいますから、ぜひそこは検討して、そういう悪いやつを逃さないようにしっかりやっていただきたいと思います。

次に、労役場留置についてお聞きをいたしま

す。

罰金を払えなかつた場合には労役場に留置をするという制度がございますが、この制度は罰金刑の代替刑だとされておりませんけれども、この労役場留置といふ制度についてお答え申し上げます。

労役場留置とは一体何なのか、お聞かせください。

○大林政府参考人 まず、労役場留置制度の法的性質についてお答え申し上げます。

労役場留置とは、罰金等の言い渡しを受けた者は労役刑で収容されているのと同じようなことだということにならば、では、そもそも、労役刑にせざるに罰金という一ランク軽い刑をやつたのが、結局、労役場に留置されると労役刑と同じだということで、僕は、どうもこれは刑法のちょっと矛盾したところではないかということで、この点については大臣にもお聞きをしたかつたんですが、時間がございませんので先に進みます。

実は、罰金が払えない場合には労役場に留置をされると、その罰金等の全額を納付できない場合に、その者を労役場に留置して労役を科すものでありますけれども、この性質につきましては、罰金等にかえて自由を剥奪する換刑処分と見る見解と、罰

金等の特殊な執行方法と見る見解とに分かれています。この点について、最高裁は、換刑処分であり、また罰金の特別な執行方法であると判示しているものと承知しております。

○小賀政府参考人 続いて、具体的な執行場面のことについて御説明申し上げます。

御案内のとおり、労役場は、監獄法八条一項によりまして、監獄に付設するもの、こうされております。実際は、全国の刑務所あるいは拘置所に附属して設置されております。

ただ、現実問題といたしまして、刑務所等と別個の建物を設置することは困難である、こうしたことから、施設の一画を分画いたしまして、分画した区画を労役場として運用しているのが実情であります。

この労役場の留置者につきましては、衣類あるいは寝具について、自弁のものを使用することができるとされているほかは、その性質に反しない限り労役受刑者に準じて待遇すべきもの、こういうふうにされているところであります。

具体的には、自由刑といささか性質は異にす

る、こういうこともございまして、原則として、労役受刑者と同一の雑居に収容したり、あるいはまた、同一の工場に出役させるということはし

てはならないとされておりまして、実際には、直

接拘置所等に入所した場合は、その居室内におい

て梱包具の製作などの作業をさせているという現

状でございます。

○細川委員 そうしますと、労役場留置といふのは労役刑で収容されているのと同じようなことだ

こと、僕は、どうもこれは刑法のちょっと矛盾

したところではないかということで、この点につ

いては大臣にもお聞きをしたかつたんですが、時

間がございませんので先に進みます。

それで、労役場留置の期間につきましては、一

日当たりの換算額で定めるという実務が定着しておるわけですが、この換算額については、最高裁判所の判例で、裁判官が自由裁量をもつて定める

こととされ、個々の事案ごとに判断がなされてい

るものと承知しております。

罰金額が高額の場合、脱税事件になりますと、

逋脱額において、個人の場合は億を超えるものもあるようですから、ですから、百万円というふうに

しないと二年におさまらないというようなケースもあり得るんじやないだろうかと思うわけです。

その一日が幾らか、これを換算しなければならないことになりますが、通常、裁判なんかでは、一日五千円というふうに換算をして労役場留置の期間というのが決まるわけなんですねけれども、しかしこれでは、例えば、平成四年の四月に東京地方裁判所で判決がありました例によりますと、こういうのが決まるわけなんですねけれども、しかしこれでは、例え、平成四年の四月に東京地方裁判所で判決がありましたと、こういうふうに換算をして労役場留置の期間とすることになりますが、そのように承知しております。

○小賀政府参考人 続いて、具体的な執行場面のことについて御説明申し上げます。

御案内のとおり、労役場は、監獄法八条一項によりまして、監獄に付設するもの、こうされております。実際は、全国の刑務所あるいは拘置所に附属して設置されております。

ただ、現実問題といたしまして、刑務所等と別個の建物を設置することは困難である、こうしたことから、施設の一画を分画いたしまして、分画した区画を労役場として運用しているのが実情であります。

この労役場の留置者につきましては、衣類あるいは寝具について、自弁のものを使用することができるとされているほかは、その性質に反しない限り労役受刑者に準じて待遇すべきもの、こういうふうにされているところであります。

具体的には、自由刑といささか性質は異にす

る、こういうこともございまして、原則として、労役受刑者と同一の雑居に収容したり、あるいはまた、同一の工場に出役させるということはしないでよいとされていますから、ぜひそこは検討して、そういう悪いやつを逃さないようにしっかりとやつていただきたいと思います。

次に、労役場留置についてお聞きをいたしました。

罰金を払えなかつた場合には労役場に留置をするという制度がございますが、この制度は罰金刑の代替刑だとされておりませんけれども、この労役場留置といふ制度についてお答え申し上げます。

労役場留置とは一体何なのか、お聞かせください。

○大林政府参考人 まず、労役場留置制度の法的性質についてお答え申し上げます。

労役場留置とは、罰金等の言い渡しを受けた者は労役刑で収容されているのと同じようなことだ

ことで、僕は、どうもこれは刑法のちょっと矛盾

したところではないかということで、この点につ

いては大臣にもお聞きをしたかつたんですが、時

間がございませんので先に進みます。

それで、労役場留置の期間につきましては、一

日当たりの換算額で定めるという実務が定着しておるわけですが、この換算額については、最高裁判所の判例で、裁判官が自由裁量をもつて定める

こととされ、個々の事案ごとに判断がなされてい

るものと承知しております。

罰金額が高額の場合、脱税事件になりますと、逋脱額において、個人の場合は億を超えるものもあるようですから、ですから、百万円というふうに

したがつて、裁判官が自由裁量権の範囲内で妥当な判断をされているものと私は承知しております。

○細川委員 ちょっと、大臣の御説明では、私が法のものとの平等に反するのではないかと。だから、裁判官の裁量でやつても、実質的に、一方が五千円で一方が百万円というのは、これはだれが考へてもちょっとおかしいんじゃないでしょうか。これはぜひ検討していただきたいと思います。

次に、労役場留置者というのを年末の収容人数で見ますと、物すごくふえているんです。平成十一年では三百八十四人だったものが、平成十六年では八百八十四人、五年間で何と三倍以上になります。

これは、交通業過の罰金刑が高くなつたということも一因だと言われておりますけれども、今度、窃盗罪それから公務執行妨害罪などで罰金刑が新設をされます。そしてまた、業務上過失致死傷が五十万から百万に増額というか高くなりますから、そうしますと、罰金が完納できなくて労役場に留置される人がどんどんふえるんじやないかと思います。

一方で、刑事施設、収容施設は、今、過剰収容で、大変な過密になつてゐるわけなんです。これは大体、罰金刑を創設して、そして罰金刑を五千万から百万に業過では上げるとなつた場合に、どれくらいふえるというふうに予想しているのか。そして、いわゆる刑事施設に、今でこそ過剰収容と言つてゐるところに、さらにふえて、そもそも収容し切れなくなるんじゃないか、こういう心配もあるわけなんですねけれども、その点、どういうふうに考えておられますか。

○大林政府参考人 今回の改正によりまして、罰金刑を受ける者がふえる、その結果労役場留置となる者もふえる可能性は、確かに委員御指摘の通りだと思います。

ただ、一方では、罰金刑が科されながら払わないで済むということになりますと、これまた刑罰

としての実効性が保たれないという問題もござります。私どもとしては、任意の納付ということを

粘り強く働きかけた上、それでもなお完納するこ

とができないと認めた場合に、労役場留置とい

形にせざるを得ないということで、その取り扱い

については慎重に努めてまいりたい。

お金がないという問題については、本当にい

人についてはなかなか避けられない問題は確かにござりますけれども、ただ、なるべくそのような形にならないで済むのならばそのように努力し

てまいりたいというふうに考えております。

○細川委員 時間が来ましたからあれなんですけれども、私の質問にちょっと答えていただけな

かつたんですよ。

今度の罰金刑を創設し、業務上過失致死傷では五十五万から百万に上げる、そうした場合には、大

体どれぐらいの労役場留置がふえるのか予想して

いるのかということを聞いて、それに合うような

施設、今、過剰収容になつてているんだけれども大丈夫か、こういう質問ですから、これをちょっとお答えいただきたいと思います。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

どのようなものか、ちょっと確認しようがあり

ませんので、またお答えのしようもありませんが、どのようなものかについてのお答えを申し上

げるわけにはいきません。

○河村(た)委員 ちょっと待つてくれよ、おい。

僕は非常にオープンにやつていまして、やみ討ち

はしないんです。だから、後で言いますけれども、ぜひここで本当は再生してほしかったんだけれども、事前に民主党は強く要求したけれども、お断りになつた。これは全くけしからぬことで許しがたいけれども、こういうことを国政調査でやらないかぬじゃないですか。だけれども、きのう記者会見で、当局も全部来てくれと、そこで流しましたよ。これ、現物を。それと、当局には責任があるだろうから、実はテープ起こしをしたものも渡したじゃないですか。確認されたでしよう、兵庫県警に。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

御説明が不十分でございましたが、にせメール

のようなものではないということの意味が、いか

なるものを私が確認したらよかつたのかというこ

とがよくわかりませんので。

○河村(た)委員 本物かということですよ。きのう聞かれたでしよう、逮捕の要件すべて、兵庫県

こにこれを持つていますけれども、これは、神戸のあるところで、後でパネルで示しますけれども、そこで歩道をちょっと通つた人が手錠をかけたし、河村さん立派だ、ちゃんと事前に全部流し

た、これは本當ですねと聞いたでしよう。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

そのテープに基づきまして御質問いただきまし

た事案については、確かに、兵庫県警で逮捕した事案、これに該当するものはございます。

○河村(た)委員 録音されていたということも聞きましたね。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

そのように承知しております。

○河村(た)委員 こういうことでござりますの

で。

○河村(た)委員 ちなみに、そこに本人が来ております、この後

ろでござりますけれども、このときの被逮捕者

が、大変勇気がありますよ。皆さん笑つておられ

ますけれども、これはすごく勇気があるんです。

彼は司法書士です。すごい勇気をかけて、自分も

大変だけれども、これは逮捕歴がつきますから。

では、彼に逮捕歴は残っていますね。

○繩田政府参考人 警察において逮捕した者につきましては、私どもといたしましては、犯歴とし

て、データとして保管をいたしてございます。

○河村(た)委員 そういうことなんです。彼はま

だ自身ですよ。それで、司法書士もやつておられて、このこと 자체、ここへ出てくるのもリスクがありますけれども、彼の人生にとって決定的に大きな問題ですよ。たつた一人でもこういうことを救うというのは、国会挙げてやつてもらわないかな。交通違反というのには、年間に八百万件ぐらいありますから、こういうことがいろいろなところで起きていなかというのを検証せないかぬです

よ、委員長。

だから、これは本当にぜひ再生させてほしいん

ですけれども、どうでしようか、委員長。

○石原委員長 これは理事会で協議をさせていた

だけまして、そのテープの起こしを参考資料とし

○河村(た)委員 本当に、これは押すと鳴るんですが、それども、押しましたけれども、ボリュームゼロにしてありますので鳴りません。約束というか、約束じやないんだけれども、承服できぬけれども、一応理事会で合意しましたので。

空で回つておる音だけ出るかどうか知りませんけれども、全く個人的に残念というより、今ちょっとと漆原さんにも言つておったけれども、やはり実際の逮捕の現場というのとこらの話とは違うからなということだよね。

そういうことですので、ぜひひとつ、委員長、ぜひ今度はテープを再生させていただくことと、それから、当事者ですね、そこに本人が来ておりますので、本人はここにいつでも出ると言つております。それから警察の方、当事者です、向こう側でしゃべっておられる方、逮捕だ逮捕だと言つておる方、手錠ははまつておるんだと言つておる方ですよ、ぜひここに呼んでいただいて、やはり捜査の最前線の状況を国政調査をお願いしたいと要望しておきます。

○石原委員長 要望を聴取いたしました。

○河村(た)委員 聽取しましたといふのは、何ですかね、これは。

○石原委員長 聞いたということです。

○河村(た)委員 聞いたですか。理事会か何か知りませんけれども、御議論をいたたくわけですね、当然。

○石原委員長 理事の方からお話を出れば、協議いたします。

○河村(た)委員 えらいもつたいつけた言い方でござりますけれども、本当に、党がどうのこうのというより、これはやらないかぬですよ。

それから、警察庁、かつて今まで、逮捕される現場が録音されているテープというのは聞いていますので、少なくとも、非常にまれである、あるいはなかつたか、どちらかだたことがありますか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

なかつたかどうかは子細に確認できませんが、聞いたこともありませんので、少なくとも、非常によくあります。

○河村(た)委員 そういうことでござります。
ちょうど大林さんも来てみえますので、ちょっと
と質問通告してありますんが、御自分の御体験で
いいんですけど、最高検の検事をやつてみえ
ますので、今まで自分の御体験の中で、いろいろ
な取り調べをやられたと思ひますけれども、逮捕
もされたことがあると思ひますけれども、その現
場が録音されているというのを聞かれたことがあ
りますでしようか。自分の体験だけでいいです。
○大林政府参考人 被捕後、警察に引致されるま
での間に車の中でテープを録音していた、被疑者が
がテープを録音していく警察に着いてからそれが見
つかったという事例があつたということは、私
の経験上、それ一件はあります。
○河村(た)委員 では、そのテープを聞かれたこ
とはありますか。その話があつたということです
が、そのテープを実際に聞かれたことはあります
か。
○大林政府参考人 私はそのテープ自体を聞いた
ことはございません。
○河村(た)委員 そういうことでござりますの
で、多分これは国会始まって以来というか、警察
の方にはつきり、ないということでございまし
たし、大林さんも本人は聞いたことがないといふ
ことでございますので、大変貴重でございますか
ら、ぜひそのチャンスを理事会でつくっていただき
たいということです。

それでは事案の方に行きますと、これはどっち
に見せたらいいかわからぬけれども、カメラは向
きたいということでござります。

この方ですか。

これは神戸でございますけれども、順番に行き
まして、私が指さしておるところが、ちょうど歩
道が行きどまりになつておりますて、あるところ
へ出るところで行きどまりになつておつて、戻れ
ばよかつたんですけども、戻つて道を完全に逆
走すればいいですけれども、それはいわゆる通行
区分違反といつて、歩道の上を、正直言つて余り
いいことじやないですけれども、たまにちょっと

走る場合ありますわね、こういうことです。
ここから出でてきましたして、袋小路になつていまして、ずっとこちら側に植え込みがあるんですわ。ここへ出でておるのは私ですけれども、植え込みがあつて、なかなか出られない。ちょっと区分があるところもあるんですねけれども、相当大きな段差がありまして、原付ですけれども、後ろが二つのもの、ビザをよく運んでおるもの、ああいうものでございましたので、この一番下までずっと行つた。この信号のところで現行犯逮捕で手錠をかけられてしまった。こういう事案でございます。
本人は、通行区分違反は認めております。これは通行区分違反を争つておるんじやないということでござります。逮捕自体が、それも手錠をかけまるまで至ることか、これは逮捕歴が残っていますから。そこら辺の一部始終が録音されているということでござります。
さて、まず、なぜ逮捕したかということをお答えください。

いりますけれども、免許証をよく見せてくれないと、いうことで、これは無免許の可能性もあるが、あるいは人定事項の確認にも役立つということで、運転免許照会を実施するために違反者に人定事項を自書していました。本籍地の県名、住居、携帯電話、それからお名前、氏名ですが、これを記載していただきました。生年月日については記載を拒否されましたので、運転免許照会はそこでは実施できませんでした。

そこで、他の身分証明となるものはないかと、うことでしたが、これは知らぬということで、応じないということ、この段階でも結局本人の人物を特定することができなかつたわけであります。お名前を申し上げておりますけれども、確かにこの人がその人であるかということの特定はできぬ状況でございました。

そこで、この方は急いでいるなどと申しまして立ち去ろうとしますので、まだ人定が明らかでないということで、このままでは逃走のおそれがあるということで、道路交通法違反の、先ほど申し上げました通行区分違反で現行犯人として逮捕されたわけでございまして、この際に、一人で最初対応しておりましたが、現行犯人逮捕のために応援警察官とともに手錠をかけて逮捕いたしております。これがおおむね四十分弱の出来事でございました。

お尋ねのなぜ逮捕したかということでございますが、本案案に対する逮捕ですが、人定事項を確認できず、逃走のおそれがあると判断して行われたという報告を受けているところでございます。

○河村(た)委員 この内容を読みますけれども、先にちょっとと言つてからかな、皆さんに誤解されるといけませんので。

彼に運転免許の提示義務はあるんですか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

運転免許証の提示義務というのは、それに違反すると罰則があるという意味の義務だと思いますが、これはございません。

目だけ決まっておりまして、それも、無免許かどうかを確認するためということですよね。どうですか。

○矢代政府参考人 御指摘のとおり、免許証の提示義務は、無免許ないしは無資格、飲酒運転、それから過効運転、これは薬物の使用ですが、これらの場合には往々にして無免許の場合が多いわけですので、免許証の提示義務を課しております。

○河村(た)委員 ですから、本人、写真を、本当は出さぬでもいいんだけれども、自分で出すといふか、いわゆる提示義務があるときの出し方というのは判例であるようすけれども、そういう意味じやないですか、こういうふうですと見せておられますから、今も言われましたように、運転免許証は出されたあるということはわかつた、そこはそういうことによかつたんですね。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。運転免許証様のものを持っておられまして、これは示されました。ただ、内容は確認できておりません。あと、先ほど申し上げましたように、免許証照会もできませんでしょ。大体そういう状況でございます。

○河村(た)委員 ちょっと細かいところの前に、この後に手錠をかけられましたけれども、これはなぜ手錠までかけたんですか。やはり手錠をかけたというのは相当なことですからね。手錠をかけない逮捕というのは当然ありますよね。これはどういうことですか。

○矢代政府参考人 逮捕は被疑者を実力支配下に置けばいいわけでありますし、手錠の使用は必ずしも必要ではありません。ただ、身柄を確実に捕獲するために必要に応じて使用するものでございまして、本件事案については手錠の使用については逮捕に必要な実力行使として行つたというふうに報告を受けております。

○河村(た)委員 必要だと言いますけれども、これは犯罪捜査規範ですよね、警察庁の書いた犯罪捜査規範の中で、百二十七条、この中に、手錠等の使用は必要最小限にとめなければならないこ

とは言うまでもない、こういうふうにありますよね。これは警察庁が出したものですよ、犯罪捜査規範。

本人がその場におつて、後で言いますけれども、住所も氏名も言つて、手錠をかけるというのには、これは必要最小限ですか。当たり前なんですか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。ただいまの御指摘は、犯罪捜査規範の百二十七条とそれに対する考え方でございますが、考え方はそのとおりでございます。必要最小限でやります。

通常、例えば、任意同行を求めるとして警察署の施設内にいるときに、実力支配のもとに被疑者がおりますれば、それ以上に手錠をかける必要はないわけでございます。通常、街頭におきます現場執行の場合には、身柄を確実に確保するために手錠を使用する場合が多いかと思います。

この場合、本件事案についてどうかということ

であります。本件事案については、逮捕に必要な実力行使として、つまり身柄を確実に確保するためには必要であるということで、適法な執行として行つたということを県警から報告を受けております。

○河村(た)委員 だから、結局、これは録音を再

なぜ電話して確認しない。それから、オートバイに番号がついていたでしょ、車両番号。それを何で確認しないんですか。それから、ほかの証明手段あるじゃないですか。だから、ほかの証明なぜそれをしなかったんですか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。まず、運転免許証は多くの場合人物の特定に使われますが、これは顔写真がありまして、この人がこの人だということについては非常にはつきりするわけであります。銀行の窓口なんかでも使います。捜査の場合特に使いますが、交通の取り締まりの現場では大体この運転免許証で人定事項を確認するといふことがあります。

それで、お話をありました、名前がこうである、あるいは本籍地の県はこうである、それから携帯電話、これは確かに承つております。ただ、これが確かに真実かどうか、それはやはりその場ではわからぬわけです。

したがつて……(河村(た)委員「委員長」と呼ぶ)よろしいですか。

○河村(た)委員 真実がわからないといつても、手錠をかけるんですよ、言つておきますけれども。そんじょそこらでちょっとあんただれというのと違いますよ、これは。逮捕歴を残して人の人生を破滅させるかどうかのところですよ、警察は。

なぜ、もつともちゃんとサービスしよう、できる限りのことをやろうと。逮捕せずに、手錠をかけることは極力しない。これは犯罪捜査規範にもう

ています。できぬ場合は録音するということ。これは実際、可視化の状況になつておるわけです。物すごく貴重なことですから、あなたたちがそんなどを言つているけれども、これは通行区分違反でおりてきて、本人もそれを認めている、否認していないんですよ。

○河村(た)委員 必要だと言いますけれども、認めと言いますけれども、住所、氏名、携帯電話も

の説得をかなりやつておるようございます。先ほど申し上げましたように、逮捕までは四十分弱ほどございます。

○河村(た)委員 何が本人を特定するための努力をかなりやつております。その上でこのことでござります。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。それと、車のナンバーは照会したんですか。單車についておるでしょ。照会したんですか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。今お話しのナンバーの照会あるのは携帯電話、これは本人が持つていたわけですが、架電、これはやつておらないと思います。

○河村(た)委員 簡単に言つておきますけれども、と、その際に手錠を使用するかどうか、これはまた別の問題だと考えております。

○河村(た)委員 言つておきますけれども、これは大阪高裁昭和六年十二月十八日判決、ここで国賠で負けていますよ。逮捕しちゃつた、これはやはり免許証を見せないなら逮捕すると。負けているんですよ、実は。それで、この方は否認しております。

○河村(た)委員 言つておきますけれども、これは大阪高裁昭和六年十二月十八日判決、ここで国賠で負けていますよ。逮捕しちゃつた、これはやはり免許証を見せないなら逮捕すると。負けているんですよ、実は。それで、この方は否認しております。

○河村(た)委員 ほどのまでにきちつとやらないかねといふことがあります。人生をめちゃくちやにするから、こんなもの

当然じゃないか、そういうことですよ。えええええええで済ませぬし、これはたまたま出てきまして、逮捕して、負けているんですよ。

やはり法律というのは、権力というのは、これ

ほどまでにきちつとやらないかねといふことがあります。人生をめちゃくちやにするから、こんなもの

当然じゃないか、そういうことですよ。ええええええで済ませぬし、これはたまたま出てきまして、逮捕して、負けているんですよ。

一人そんなことで逮捕して手錠をかけて、当たり前のような顔をして、これは本当にとんでもないですよ。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。兵庫県警の事業の報告を見ておりますと、恐らく免許証を提示していただければ人定の確認はすぐできただろうと思ひます。それで、そのため

これは本当に貴重なケースなんです。たまたまわかつた。普通、本人は出できませんよ。もう言わればみんな、済みません、わかりました、自分はおもしろくないかもしらぬけれども、全部從

いますわいと。マスコミに言わぬでください、家族に言わぬでください、みんな従うんですよ。そうやつて泣き寝入りしておる人がむちやくちやおるんだ。(発言する者あり)そういうことのために言つておるんであつて、そんなもの、免許証見せて当たり前だなんことはいけませんよ。法律違反ですから、それは。(発言する者あり)義務はありませんよ。

確認しましよう。では、免許証を見せる義務はあつたんですか。もう一回言つてください。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

まず、私ども捜査をやつております者にとりましては、本人を特定しませんと捜査が進みません。したがつて、免許証の提示を求めたら、ぜひ提示をしていただきたいと考えております。

それで、その際に、提示をしなかつた場合に罰則があるかどうかについて言えば、これは罰則はありません。したがつて、私どもは任意で協力を求めているわけでございます。

ただ、それに対して国民の方々がどのような法律以外の義務を負つておられるか、これは別のことだと思います。

○河村(た)委員 そういうことで、提示義務はないんですよ。別にそんなもの、ちゃんと切符切ればいいんですよ。考えないかぬじやないですか、この人を逮捕して、どういうことが起こつて、彼の人生どうなるかと。これは通行区分違反でしよう。(発言する者あり)切れますよ、そんなんの。切符切れないですか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

そのままでは切符を切るわけにはまいりません。

実は、ほかの違反ですと、犯罪ですと、本籍照会までります。本籍照会をやりまして、我が国にこういう人が、この人物がおるということをまず確定しまして、その次に、この人はこれに該当するということを特定していきまして、それから立件していくわけでございます。

ただ、交通違反の場合には、免許証というこ

とで、これは本籍照会をしなくても、顔写真入りでかつ、そこに本籍も書いてあります。したがつてそこまでの必要はないということで、それで、免許証を確認した段階で、人物を特定した段階で切符を切つておるわけでございます。

○河村(た)委員 法律はそういうふうになつていなかつて、逃亡のおそれというところですね。逃亡のおそれがあるからですか、それは現行犯逮捕ないということ、やはり捜査側というのはすごい権限を持つておるので、結局、こういうのはほ

かにもあるんですよ。

それでは、ちょっと初めのところを読もうか

な、逃亡のおそれというところですね。逃亡のおそれ、どういうふうであったんですか、実際。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、これを立てしようとしますと、人物を特定して、それで、この者が確かにこのようなことを行つたということを証明するわけですが、そうすると、この段階で、この人が確かにこの人だということがわからぬ段階ですから、そうしますと、その場で、現場を離れてしまいますと、この場合被疑者ということになりますけれども、被疑者に対して警察の捜査の手続というものがそれ以上事実上及ばなくなつてしまります、あるいは困難になつてしまります。

○河村(た)委員 そこで、この場合、説得をいたしましたが、これを拒み、その現場を立ち去ろうといたしますので、ここにおきまして逃走のおそれがある、これをもつて逃走のおそれがあるというふうに認定したわけでございます。

全然違うじゃないですか、言つておる話が。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

私どもの担当者も昨日そのテープと一緒に聞かれましたましたが、それで、その「なんで逃げよるや、ほれ」というようなことのようですが、

これは多分逮捕に着手した後のことだろうと思ひます。私が申し上げましたのはその前のことです。

○河村(た)委員 例えれば今の場合、これは十二分二十秒たつたところで、この被逮捕者の方が、「今これ當番弁護士に連絡しちゃだめなんですか?」というのに対し、警察官の方が「調べ終わつてからや。あわてんでええがな。何もそんな。警察逮捕したら四十八時間も時間あるんやから、まあまちーな。」「あ、そうですか。」というやうりとりがあるんですけれども、これはどうでしょ

うか。これは明らかに、弁護人選任権というんで

すか、これを侵害しておると思うんですけども、どうですか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

弁護人選任につきましては、今のお話のよう

に、法に基づきまして、これは重要な権利でござります。

したがつて、その申し出を受けました、この場

合は警察官でござりますけれども、直ちに被疑者

の指定した弁護士または弁護士会に選任申し出があつたことを通知するということになります。

ただ、逮捕を行いますと、これに伴いましてさ

「道路交通法違反やつていうで、逮捕するんや」と。それからその後に、「逮捕するのね、逃亡」これはお願いしますよ。

捕者の方が「逃亡」のおそれがあるんですか、おまわりさん、「ある、あるやない」、こういうやり

とりがあつて、その中で一回もそういうようなや

りとりはないですよ、言つておきますが。

これは本人に聞きましたけれども、だから、再

生してもらわぬかぬのですよ。これはテープを

聞くわかるけれども、この「なんで逃げよるんや、ほれ」というところは、左手に手錠をかけられ

たために、本人もやはりびっくりしたと、さす

がに、手錠をかけられて。それで、びっくりし

て、両方つけようとしたので、右手を払おうとし

たという状況で、「なんで逃げよるんや、ほれ」と向こうが言つた。テープを聞くとわかりますよ、大体そういう感じが。

全然違うじゃないですか、言つておる話が。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

私どもの担当者も昨日そのテープを一緒に聞か

せてもらいましたが、それで、その「なんで逃げよるや、ほれ」というようなことのようですが、

これは多分逮捕に着手した後のことだろうと思ひます。私が申し上げましたのはその前のことです。

○河村(た)委員 前なら前で、本人は司法書士をやつておることもわざと言わなんだと言つていて

したけれども、そうなるとかえつて配慮するから

いかぬで、本当の現場がわからぬからといふこと

でございましたけれども、やはりこれは来てもらわぬとわからぬですね。だから、こういうところ

は、やはりこの法務委員会としては、きつちり国

政調査をするということで、再度、委員長にお願

いしておきます。一言言つてくださいよ。

○石原委員長 聞かせていただきました、しつかりと。

て、よくわかりませんけれども、理事の方、ぜひこれはお願いしますよ。

それから、時間が余りありませんので、取り調べのところがちよつとあります。弁護士を呼ぶ

権利というのがありますね。

○大林政府参考人 身体の拘束を受けた被疑者は弁護人を依頼する権利を有しているところ、刑事訴訟法第二百九条及び第二百六条により準用される同法第七十八条により、警察官または司法警

察員が被疑者を逮捕しない現行犯人逮捕した場合において、被疑者が弁護人の選任を申し出た場合は弁護士会にその旨を通知しなければならないとされています。

どのような場合に直ちに通知しなかつたと言えるかについては、個々具体的な事情に即して判断すべき事項であることから、一般的にお答えすることは困難だと思われます。

○河村(た)委員 例えば今の場合、これは十二分二十秒たつたところで、この被逮捕者の方が、「今これ當番弁護士に連絡しちゃだめなんですか?」というのに対し、警察官の方が「調べ終わつてからや。あわてんでええがな。何もそんな。警察逮捕したら四十八時間も時間あるんやから、まあまちーな。」「あ、そうですか。」というやうりとりがあるんですけれども、これはどうでしょ

うか。これは明らかに、弁護人選任権というんで

すか、これを侵害しておると思うんですけども、どうですか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

弁護人選任につきましては、今のお話のよう

に、法に基づきまして、これは重要な権利でござります。

したがつて、その申し出を受けました、この場

合は警察官でござりますけれども、直ちに被疑者

の指定した弁護士または弁護士会に選任申し出があつたことを通知するということになります。

ただ、逮捕を行いますと、これに伴いましてさ

まざまな手続が続きます。弁解録取をやりましたり、あるいは必要なものを差し押さえたりいたします。あるいは取り調べをいたします。そういうことでございますので、まず弁解録取など手続をして、その中で直ちにその手続をする、こういうことでございます。

○河村(た)委員 ここらはやりとりしておつてもしようがないですから、ぜひ、本当に皆さんに聞いていただいて、警察は警察の言い分でこのテーマに即して言つてもらわなかぬです。一方的に悪いと言つておつてもいかぬので、お願ひしたいだけれども。

もう一つ、九分のところにも出でできますけれども、この被逮捕者の方が「これ、取り調べですか? ちよ、ちょっと待って下さい。僕ね、当番弁護士呼びます」、これに警察官の方が「それはあとで……」、こういうふうに答えられておるということをございまして、六法もどうも見せてくれなかつたようですね。そういう状況においてつくられた調書ということでございますので、これは、ぜひ一遍呼んでもらわぬとわからぬところでござります。

それから、やはり手錠のところですね。手錠のところは、先ほど言いましたけれども、これでも当然なんですか、彼に手錠をかけてしまうのは。こういうことはよくあるんですか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

まず、今回のものが当然であるかどうかということをございますが、これは兵庫県警からの報告では、先ほど申し上げましたように、その必要があつたのでそれを使つたということをございます。

それから、よくあるかということでございますが、いろいろなケースがありますが、一般に、街頭で被疑者を捕捉する場合には手錠を使うことは多いことではございます。

○河村(た)委員 しかし、本当に、彼はそのままパトカーに乗せておるわけでしょう。その前と

か、抵抗か何かしたんですか。もつと重い罪、殺

人罪とかそういう場合は、これは抽象的に、逃げた方の利益が大きいかもわかりませんけれども、彼は道路交通法の通行区分違反で、本人も認めておるのに、これは逃げるんですか。手錠をかけるほどの、そういう逃走の危険性があるんですか。どう思いますか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

手錠を使つたことにつきましては、先ほど申し上げましたように、兵庫県警から、これはその必要があつて手錠を使つたということで報告を受けております。

○河村(た)委員 必要があつて必要があつてと言いますけれども、この犯罪捜査規範は間違いないですね、これはおたくのものですから、何遍も言いますけれども。

二重に確認しておきますが、こんなこと当たり前ですけれども、一つは、犯罪捜査規範の二百十九条ですね、交通法令違反の事件の捜査を行つうに当たつては云々で、被疑者の逮捕を行わないようにしなければならない、こういう規定があることは事実ですね。二百十九条にこういう規定があるんです。

それから、もう一つ、百一十七条に、先ほど言いましたけれども、たとえ被疑者が逃亡し、自殺し、暴行する等のおそれがある場合においても、他にこれを防止する適当な方法があればこれによるべきであつて、手錠等の使用は必要最小限度にとどめなければならないことは言うまでもない。これは警察庁の本ですよ。間違いないですね。これはほかに、これしか、手錠をかけるよりなかつたんですか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

まず、今回のものが当然であるかどうかということをございますが、これは兵庫県警からの報告では、先ほど申し上げましたように、その必要があつたのでそれを使つたということをございます。

○河村(た)委員 しかし、本当に、彼はそのまま

パトカーに乗せておるわけでしょう。その前と

か、抵抗か何かしたんですか。もつと重い罪、殺

ことをやられたら。

もう一回ちょっと、必要だと言いましたけれども

ないということと、それから、もう一つ尋ねないので、これは一遍、このところで携帯電話なん

かで連絡をとつたりしてやつてきたと思うんですね。その中でどうやって署長にその報告が上がつていて、決裁といいますか、どう決裁されか。今言われたことでもいいですよ。それから後

の、手錠をかけたところ、ちゃんと文書にして提出してください、きちんと説明して。

○繩田政府参考人 手錠及び捕縄の使用につきまして一般的なお尋ねでございますので、お答え

申し上げます。

今、当庁のいろいろ物の考え方、委員の方からもお話をございました。交通局長からも答弁がございましたけれども、あくまでも、警察の権限行使につきましては、常に最小限でやつていくといいますけれども。

二重に確認しておきますが、こんなこと当たり前ですけれども、一つは、犯罪捜査規範の二百十九条ですね、交通法令違反の事件の捜査を行つうに当たつては云々で、被疑者の逮捕を行わないようにしなければならない、こういう規定があることは事実ですね。二百十九条にこういう規定があるんです。

それからもう一つ、百一十七条に、先ほど言いましたけれども、たとえ被疑者が逃亡し、自殺

されただったところから、必要に応じて、逮捕するものは逮捕すると、いうことでございますが、今は原則だというものが基本原則であります。捜査につきましても、基本的に任意捜査というの

が基本原則、そういう原則になつております。

そういったところから、必要に応じて、逮捕す

るものには逮捕すると、いうことでございますが、今は原則だというものが基本原則であります。捜

査につきましても、基本的に任意捜査とい

うのが原則だというものが基本原則であります。捜査につきましても、基本的に任意捜査とい

○河村(た)委員 もう最後にしますが、承服でき

ないということと、それから、もう一つ尋ねないので、これは一遍、このところで携帯電話なん

かで連絡をとつたりしてやつてきたと思うんですね。その中でどうやって署長にその報告が上

がついて、決裁といいますか、どう決裁されか。今言われたことでもいいですよ。それから後

の、手錠をかけたところ、ちゃんと文書にして提出してください、きちんと説明して。

○繩田政府参考人 交通課長からどうしたとか、そういう話で

その後、まず弁解の機会を与える必要がございました。

い。
終わります。

○石原委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(風)委員 社民党的保坂展人です
今の河村委員の事柄とはまた別なんです

もなく、六月から駐車違反が民間委託される、こういうことで、この民間の駐車監視員はみな公務員ということです。新聞などにも出でていますけれども、これまでと違つて、デジカメで撮影、いや、五分だった、でもこれは違反は違反、こういう形で厳しく運用されるというふうに言われています。

例えば、辛醜便の業界など、困惑して、半径四百メートルぐらいのところにステーションを置いて、そこから台車とかリヤカーとか、こういうことで対応しようとしている。

何々運輸とか何々急便というようなりやかーがあちこちうごめく、こういうことを想定してこの改

○矢代政府参考人　駐車に関する新らしい制度でござ
るが、宅配の時間であるとか、あるいは一般的な経
済活動、商店街の荷おろしだとかいうことは当然
考慮されていいと思うんですが、簡単に趣旨を答
弁してください。

ざいますが、違法駐車が問題となつてゐる地域を中心、駐車秩序が改善され、自動車交通の円滑化が図られるようにこの制度を導入しているわけではありません。

その際、取り締まりの前提となる駐車禁止規制でございますが、これにつきましては、この二年ほどをかけまして、各都道府県警察におきまして、状況に応じ駐車規制の解除や緩和を行うなど、必要な見直しを行いますとともに、重点的な取り締まりを行う場所、時間帯等についても検討を加えまして、取り締まり活動ガイドラインを策定し、これをあらかじめ公表いたしまして、これに基づいて活動を行うというふうにいたしております。

○保坂(展)委員 何かちよつとかみ合わないんですけれども、先ほど河村委員の話も、歩道を走っていたということで道交法違反だつたということですが、これはどうなんですか。リヤカーあるいは台車、こういうもので、例えば電動自転車つきリヤカー、こういうものも検討されているようなんですね。これはまさか駐車違反にはならないですね。これは厳密に答弁してください。電動自転車つきリヤカーをマンションの前に置いて宅配している間に、まさかそれをデジカメで撮られるということはないですか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

今回、駐車のうち放置駐車につきましてこういう新しい制度を入れたわけですが、その際に、これは原動機付自転車以上の車両を対象としておりまして、軽車両はその対象といったしておりません。

○保坂(展)委員 いや、モーターがついている電動自転車というのがありますよね、電動自転車。自転車だけれども、いわゆる電動で動くものですね。これを宅配便業者は、車道から歩道を経てマシンションのアプローチとめるということはある得るじゃないですか。こういうことが、例えば、歩道にあった場合、あるいは車道にあった場合に、それが駐車違反になるということはありませんねと聞いています。それだけ答えてください。ないならないというふうに。それも駐車違反になるんだつたら、もうやぶ蛇じやないですか。

○矢代政府参考人 失礼しました。今、車両の使用者の責任のところで、私、お答え申し上げましたが、今の電動自転車、多分電動機で駆動を与えるような自転車だと思いますが、これは自転車で、軽車両でございます。そこが駐車禁止規制の場所であれば駐車違反が成立です。駐車違反になります。(保坂(展)委員「駐車違反になる」と呼ぶ)はい。

○保坂(展)委員 これは聞いておいてよかったです。それでは、四百メートル範囲の拠点をつ

○保坂(展)委員 何かちよつとかみ合わな
すけれども、先ほど河村委員の話も、歩道
でいたということで道交法違反だったとい
ますが、これはどうなんですか。リヤカー
は台車、こういうもので、例えば電動自転
りヤカー、こういうものも検討されている
んですね。これはまさか駐車違反にはなら
ぬね。これは厳密に答弁してください。電
車つきリヤカーやマンションの前に置いて
いる間に、まさかそれをデジカメで撮ら
うことはないですか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

今回、駕車のシートが置駕車についてもしてこうし
う新しい制度を入れたわけですが、その際に、こ
れは原動機付自転車以上の車両を対象としておりま
まして、軽車両はその対象といたしておりませ
ん。

自転車だけれども、いわゆる電動で動くものですね。これを宅配便業者は、車道から歩道を経てマンションのアプローチにとめるということはありますか。こういうことが、例えば歩道にあった場合、あるいは車道にあった場合に、それが駐車違反になるということはありますよ。ただねと聞いているんですよ。それだけ答えてください。ないならないというふうに。それも駐車違反になるんだつたら、もうやぶ蛇じやないです。

○矢代政府参考人 失礼しました。今、車両の使用者の責任のところで、私、お答え申し上げましたが、今の電動自転車、多分電動機で駆動を与えるような自転車だと思いますが、これは自転車で、軽車両でございます。そこが駐車禁止規制の場所であれば駐車違反が成立です。駐車違反になります。（保坂（展）委員「駐車違反になるの」と呼ぶ）はい。

くつて、電動自転車つきりやカーチームが、放置駐車がございましたときに、その車両の使用者の責任を問うるために事実の確認をするわけですが、そのためにはデジカメを使います。この場合、そのような事実確認の対象には軽車両はなつておりません。

○矢代政府参考人 説明が不十分でございましたが、放置駐車がございましたときに、その車両の使用者の責任を問うるために事実の確認をするわけですが、そのためにはデジカメを使います。この場合、そのようなふうになりますね。

ただ、駐車違反、これは放置駐車も含みます。が、駐車違反は、これは運転者の行為として道路交通法違反となります。つまり、そういう意味で、駐車違反は、軽車両であっても、その場所が駐車禁止規制の場所であれば道路交通法違反は成立するということでございます。ただ、これを実際にその場で取り締まるかどうかということは、これは別の問題でございます。

○保坂(展)委員 これは、宅配便の車などが、例えば五分、あるいはマンションなら七、八分かかるかもしれない、そういうもので、カメラで撮られるからといってリヤカーだというようなことを体が、やはり潤滑な経済活動を損なうということを強く申し上げておいて、厳密に言えば、では、台車はどこを走ればいいんだという話になりますよね。台車は、車道を走るのか、歩道を走るのか、あるいは今のは自転車はどちらを走るのか、そういうことも含めて大変な混乱を招きかねないということで、しっかりとそこは整理をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

駐車違反、これは取り締まるのが目的ではありませんで、駐車秩序を回復するのが目的でございますので、それに沿いまして、それぞれの交通モード、それから現場の交通、駐車違反の状況などを踏まえまして、適切に対応するように指導してまいりたいと考えております。

○保坂(展)委員 次に、法案の多くは細川先生がやられたんですが、何点か、ちょっと伺つてきま

くつて、電動自転車つきりヤカーチームを出しても、またそれはばちっと撮られれば、「瞬にして違反。そんなことをやつても意味ない」ということ、そういうふうになりますね。

○矢代政府参考人 説明が不十分でございましたが、放置駐車がございましたときに、その車両の使用者の責任を問うるために事実の確認をするわけですが、そのためにはジカメを使います。この場合、そのような事実確認の対象には軽車両はなっておりません。

ただ、駐車違反、これは放置駐車も含みます
が、駐車違反は、これは運転者の行為として道路
交通法違反となります。つまり、そういう意味
で、駐車違反は、軽車両であっても、その場所が
駐車禁止規制の場所であれば道路交通法違反は成
立するということでございます。ただ、これを実
際にその場で取り締まるかどうかということは、
これは別の問題でございます。

えは五分、あるいはマンションなら七、八分かかるかもしれない、そういうもので、カメラで撮られるからといってリヤカーだというようなことを体が、やはり潤滑な経済活動を損なうということを強く申し上げておいて、厳密に言えば、では、台車はどこを走ればいいんだという話になりますよね。台車は、車道を走るのか、歩道を走るのか、あるいは今のは自転車はどちらを走るのか、そういうことも含めて大変な混乱を招きかねないと、いうことで、しつかりとそこは整理をしていただきたい

○矢代政府参考人　お答え申し上げます。

駐車違反、これは取り締まるのが目的ではあります
ませんで、駐車秩序を回復するのが目的でござい
ますので、それに沿いまして、それぞれの交通
モード、それから現場の交通、駐車違反の状況な
どを踏まえまして、適切に対応するように指導し
てまいりたいと考えております。

○保坂(展)委員　次に、法案の多くは細川先生が
やられたんですが、何点か、ちょっと伺つていただき

たいと思います。

この駐車監視員もみなし公務員ですから、公務員というと公務執行妨害、例えばデジカメを阻止したり、そういうことになると公務執行妨害になるんでしようけれども、なぜ、公務執行妨害がこれまでは懲役、禁錮の自由刑のみだったのか、そして今回五十万円以下にしたのはなぜだったかと、いう、基本的な質問ですが、刑事局長。

○大林政府参考人 まず、公務執行妨害罪でござりますけれども、暴行または脅迫により公務員による円滑な公務を阻害する犯罪であり、その影響が我が国社会に広く及び得ることや、その保護法益である公務の重要性にかんがみ、一般に違法性が高いものと位置づけられ、基本的には自由刑で対応するのが相当であると考えられていましたということではないかと思います。

それから、今回五十万円と罰金の上限を定めたことでございますが、公務執行妨害事案や職務強要事案のうち、今回新設することとしている罰金刑の対象として想定しているのは、起訴すべきか否かの判断に困難を伴う比較的軽い類型であることや、公務執行妨害罪等の保護法益の重要性等にかんがみれば、これらの罪については基本的に自由刑で対応すべきであって、罰金刑による対応は一定の範囲に限定されると考えております。

他方、現行法上、法定刑を三年以下の懲役または禁錮とし、かつ選択刑として罰金が定められている罪の中では、五十万円以下の罰金としている罪が最も多く、比較的類似している業務妨害罪の法定刑も三年以下の懲役または五十万円以下の罰金とされております。

このようなことを踏まえ、公務執行妨害罪等で新設する罰金刑の上限については、業務妨害罪のそれとあえて異なる必要はなく、五十万円とするのが相当であると考えたものでございます。

○保坂(廻)委員 もう一点だけ。略式命令の限度額の引き上げがなされておりますけれども、百万円を超える罰金刑を科するのが相当だと考えられる

のに、略式命令の手続で処理するためには百万円以下の求刑になってしまつて、どうなことは考えられるんじやないか。もう一点、被害者が略式命令ではなく公開の法廷を希望したときにどうなるのか、この点についてお願いします。

○大林政府参考人 まず、百万円を超えるような犯罪、罰金刑を科すべき事案について、百万円以下の罰金刑で略式手続になるのではないかということをございますが、検察官は、個々の事案に即して求刑判断を行うとともに、その際、罰金または科料が相当と判断した場合に、手続として略式命令の要件を満たすか否か等の判断を行つております。略式命令の上限を超える罰金を科すべき事案について略式命令の請求をすることはないと承知しております。今後もこの点、何らの変更はないと考えております。

次に、略式命令の問題で、被害者、その遺族の御意向の問題でございますが、略式手続については、個々の事案に即して検察官がこの手続を利用することが相当であると判断した場合に行われる事案になつておりますし、その判断において、被害者等の心情についても考慮がなされるものと承知しております。そして、検察官としては、被害者等が正式裁判による処理を求めてきた場合は、被害者等の心情を十分伺うとともに、処分の内容や理由を説明するなど、被害者等の心情にも十分に配慮した対応に努めるものと考えております。

○保坂(展)委員 もう一点だけ。罰金刑の上限が引き上げられることでなかなかお金が集まらない、こういうことが考え得ると思います。しかし、払う意思はある、払いますといったときに、金額が足らなかつたということで、例えば延納とか分納ということが認められるのかどうかという点。例えば、具体的に言うと、五十万の罰金刑で二十五万持つてきました、あとは半年後のボーナスで何とかしますといふようなことがあり得るのかどうか、それについて。

○大林政府参考人 まず、延納、分納について制

度として認められないかという御質問だろ

うと思います。

罰金等は、裁判所に言い渡される刑罰である以

上、本来的には裁判に従つて直ちに括してこれ

を納付すべきであり、現行法上、検察官の裁量によ

り

こと

で

は

ど

う

だ

た

の

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

ました。

アメリカでU.S.—V.I.S.I.Tという指紋等の採取システムが行われておりますが、これらの管理もこのアクセンチュアがやつておるというふうに承知しております。

○保坂(展)委員 入管局長、契約は公正になされなければいけないことをこの通常国会で重ね重ね申し上げてまいりましたけれども、この最適化計画、よろしいですか、まだレポートが出ていない最適化計画、先ほど河野副大臣にお答えいただきましたが、この中に、昨年六月二十四日に、これは約一億円でしょうか、九千四百九十二万円の契約で締結をしていますね、アクセンチュアと最適化計画。

それについて内容を先ほど言つていただきたいんですが、その中身を見ますと、何をやるかということの中にこうあるんですよ。入国管理局の情報管理室並びに、I.C.旅券認証システム試行運行及び自動化ゲートシステムの実証実験の委託業者に対する、適宜助言を行うと。助言を行つたら自分になつてしまつたという話ですよ。これはどういふことですか。実際、この九千万円に含まれていなんじやないのか、十万円なんという金額で落札するということは。

○三浦政府参考人 御質問の趣旨が十分理解できないのであればございますが、要するに、アクセンチュアは今御指摘の契約でござりますと、最適化計画を行うに際して、どのような観点から行つたらよいかということを検討していただいたといふことでありますて、実際にこれを最適化、実施に当たつては、また別の業者がこれを実施するということになると思ひます。

○保坂(展)委員 河野副大臣伺いますが、私が言つているのは、先ほど内容を答弁していただきたい、昨年六月の最適化計画の中身で、アクセンチュアの方にやらせること、あるいはやることと信頼性を損なうことなく、効率性、経済性及び利便性を向上させて、かつトータルコストを下げるということが期待されるかどうかということを検討したわけでございます。

それを含めて約一億円の契約が成り立つてゐる。と

ころが、その数カ月後に十萬円でこの契約がなされる。これはどうでしょうか。

○河野副大臣 日本のシステムを受注するということは、これからこのシステムが海外に広がるわけがありますから、同じような出入国のバイオを使つたシステムを導入しようという国はたくさんあるわけですから、そういう中で、日本のシステムのプロトタイプの実験をやつていますよという判断をされた企業がたくさんあるんだと思うんですね。といいますのは、アクセンチュアが確かに最低価格でございますが、その次の価格も十万の単位で入札をされていたというふうに私は承知しております。

つまり、このプロトタイプの業務を落札して日本政府の実証実験に参加していますよということは、これからやろうとしている東南アジア各国の政府に対してもその企業が信頼を得るだろう、いわばそういうための投資をしようと思っていた企業が何社かあつてもおかしくはないと思います。

○保坂(展)委員 入管局長伺いますが、そうすると、レガシーシステムの改変のためにこういつた刷新可能性調査報告書を出した後、最適化計画を出し、そしてまた自動化ゲートやバイオの認証の実験を十萬円でやつて、着々と実務的な準備をアクセンチュアは進めているんですが、この提案は基本的に了としてこちらの方に移行しようとしているんですか。そこだけ答えてください。

○三浦政府参考人 も、現行の出入国管理システムの開発、運用に直接関与していない第三者にシステムの刷新可能な性の調査を委託したわけでございます。新たなシステムへの移行を行つた場合に、安全性ですとか信頼性を損なうことなく、効率性、経済性及び利便性を向上させて、かつトータルコストを下げるということが期待されるかどうかということを検討したわけでございます。

その結果、出入国管理業務につきまして、今後

さらに量的な増加ですか質的な複雑化、多様化が見込まれる中で、現行システムを維持していくことは費用対効果やパフォーマンスの点で問題がない最適化計画、先ほど河野副大臣にお答えいたしましたが、この中に、昨年六月二十四日に、これは約一億円でしょうか、九千四百九十二万円の契約で締結をしていますね、アクセンチュアと最適化計画。

それについて内容を先ほど言つていただきたいんですが、その中身を見ますと、何をやるかということの中にこうあるんですよ。入国管理局の情報管理室並びに、I.C.旅券認証システム試行運行及び自動化ゲートシステムの実証実験の委託業者に対する、適宜助言を行うと。助言を行つたら自分になつてしまつたという話ですよ。これはどういふことですか。実際、この九千万円に含まれていなんじやないのか、十万円なんという金額で落札するということは。

○三浦政府参考人 御質問の趣旨が十分理解できないのであればございますが、要するに、アクセンチュアは今御指摘の契約でござりますと、最適化計画を行うに際して、どのような観点から行つたらよいかということを検討していただいたといふことでありますて、実際にこれを最適化、実施に当たつては、また別の業者がこれを実施するということになると思ひます。

○保坂(展)委員 入管局長伺いますが、そうすると、レガシーシステムの改変のためにこういつた刷新可能性調査報告書を出した後、最適化計画を出し、そしてまた自動化ゲートやバイオの認証の実験を十萬円でやつて、着々と実務的な準備をアクセンチュアは進めているんですが、この提案は基本的に了としてこちらの方に移行しようとしているんですか。そこだけ答えてください。

○三浦政府参考人 それで、U.S.—V.I.S.I.Tと今準備されようとしている日本版のシステムの同一点と相違点をお答えいただきたいと思います。

○三浦政府参考人 我が国でのシステムにつきましては、今、国会の御審議をいたいでいる最中でございますので、最終的にこれが確定した上で、詳細を詰めることになるわけでございますので、細かい点について比較というのはなかなか難しいわけでございますが、今我々が想定している範囲内で申し上げます。

○石原委員長 これより討論に入るのであります。が、その申し出があれませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

アメリカのU.S.—V.I.S.I.Tと、我々の想定している我が国将来のシステムの共通点として考えられるものは、空港や海港の上陸審査において外国人の入国者から指紋と顔の電子情報、個人識別情報の提供を受ける、これを、入管当局が保管

しております、または関係機関から提供のあります。またいわゆる要注意人物のデータと照合をしまして、その結果によって入国させるかどうかということを判断する。こういう点におきましては米国の方、米国のU.S.—V.I.S.I.Tシステムとほぼ同じでございます。

までは、上陸審査段階のみならず、その前段階のいわゆる査証の審査の際に申請者から指紋情報を取得しまして、これを本国に送信して要注意人物のリストと照合しているというふうに承知しております。この点につきましては、我が国では今までのところ想定はしておりません。

これに基づきまして、実際にこれを実施するに当たりましては、また全く別の観点から別の業者等に依頼をするということになるかと思います。

この延長線上にあるというわけではございません。実際のバイオメトリックスの関係については、またこれと別建ての話でございます。

○保坂(展)委員 入管局長伺いますが、先ほどちょっと、アクセンチュアの方が十萬円でこれを受けられたということは、海外における経験といふのは、U.S.—V.I.S.I.T、アメリカにおける入管システム、これは一兆円を上回る額で受注をされているようですが、この経験があつたからだ、こういうふうに聞きました。

それで、U.S.—V.I.S.I.Tと今準備されようとしている日本版のシステムの同一点と相違点をお答えいただきたいと思います。

○三浦政府参考人 それで、U.S.—V.I.S.I.Tと今準備されようとしている日本版のシステムの同一点と相違点をお答えいただきたいと思います。

○石原委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。細川

律夫君。

○細川委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法

律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ

いて格段の配慮をすべきである。
一 罰金刑が新設された窃盗罪及び公務執行妨害罪の適用に当たっては、適切な科刑の実現という趣旨を踏まえ、その適用範囲が不当に

拡大することのないようにすること。
二 ひき逃げ事件の現状にかんがみ、危険運転致死傷罪、業務上過失致死傷罪、救護義務違反罪等の運用及び罰則の在り方について、検討を行うこと。

三 労役場留置が自由を拘束する制度であることにかんがみ、より一層慎重かつ公平な取扱いがなされるよう、その制度の在り方について、検討を行うこと。

四 罰金刑の新設等により、労役場留置者が増加し刑事施設への過剰収容に拍車がかかる可能性があることにかんがみ、計画的に刑務所及び拘置所の収容能力の増強に努めること。

以上であります。

○石原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
〔賛成者の起立〕
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○石原委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付すことに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を認められておりますので、これを許します。杉浦法務大臣。

○杉浦国務大臣 ただいま可決されました刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切

に對処してまいりたいと存じます。
ありがとうございました。

○石原委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。よつて、

〔報告書は附録に掲載〕

○石原委員長 次に、第百六十三回国会、内閣提出、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案を議題といたします。(発言する者、離席する者多し)

趣旨の説明を聴取いたします。杉浦法務大臣。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

近年のグローバリゼーションの進展に伴い、犯罪処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

明いたします。

この際、容易に国境を越えるようになり、犯罪組織による国際的な犯罪が頻発しております。また、厳しい経済情勢の中で、暴力団等の反社会的勢力が組織的に関与する悪質かつ巧妙な強制執行妨害事犯が後を絶たないなどの状況にあります。

たがいの競争が激化する中で、暴力団等の反社会的勢力が組織的に関与する悪質かつ巧妙な強制執行妨害事犯が後を絶たないなどの状況にあります。

さらに、近年、コンピューターゲームが広く社会に普及し、世界的な規模のコンピューターネットワークが形成されておりますが、このような情報処理の

高度化に伴い、ハイテク犯罪が多発しております。

この法律案は、このような近年における犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化の状況にかんがみ、刑法、刑事訴訟法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、その他にかんがみ、刑法、刑事訴訟法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、その他の法律を改正し、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、平成十五年五月に国会において承認された国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い必要となる罰則の新設等、所要の法整備を行おうものであります。

すなわち、条約の規定する重大な犯罪に当たる行為であって、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの等の遂行を共謀する行為を処罰する組織的な犯罪の罪及び、重大な犯罪等に係る刑事案件に関し、虚偽の証言、証拠の隠滅、偽造等をすることの報酬として利益を供与する行為を処罰する証人等買収の罪を新設するほか、いわゆる前提犯罪の拡大など犯罪収益規制関係規定の整備や、贈賄罪につき国民の国外犯を処罰するなど国外犯処罰規定の整備を行うこととしております。

第二は、強制執行を妨害する行為等についての処罰規定を整備するものであります。

すなわち、現行刑法の関係罰則では処罰が困難な、封印等が不法に取り除かれた後における目的財産に対する妨害行為、目的財産の現状の改変等による妨害行為、執行官など関係者に対する妨害行為、執官など関係者に対する妨害行為、執行官など関係者に対する妨害行為等を新たに処罰の対象とし、関係罰

機における実行の用に供する目的で、不正な指令を与える電磁的記録等を作成等する行為を処罰する不正指令電磁的記録作成等の罪を新設するものであります。

また、手続法の整備としては、電磁的記録の記録媒体の差し押さえにかえて電磁的記録の記録媒体を他の記録媒体に複写等し、これを差し押さえることがで

きるものとすること、電子計算機の差し押さえに当たり、電気通信回線で接続している記録媒体か

ら電磁的記録を複写することができるものとする

こと、電磁的記録の記録媒体への記録を命じ、当該記録媒体を差し押さえる記録命令つき差し押さえの処分を新設することなどのほか、通信履歴の没収に関する規定等の整備を行うこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。(拍手、発言する者あり)

○石原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。(発言する者あり)

○石原委員長 この際、本案に対し、早川忠孝君外二名から、自由民主党及び公明党の共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。早川忠孝君。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○早川委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提案の趣旨及び内容を御説明いたします。

本法律案は、第一百六十三回国会から継続審査となつてゐる法律案でありますが、これまでの委員会の審査におきまして、一般の会社や市民団体等の活動も共謀罪の対象となつてしまふのではないかとの懸念、犯罪の共謀をしただけで処罰することとは、人の内心を処罰することとなつてしまふのではないかとの懸念などが示されました。このような委員会の議論を踏まえ、これらの懸念を払拭するため、本修正案を提出した次第であります。

第一次に、その内容について申し上げます。

第一次に、組織的な犯罪の共謀罪の成立要件を明確かつ限定的なものとすることについてであります。

第一次に、組織的な犯罪の共謀罪が成立するた

めには、共謀に係る犯罪が団体の活動として行わ

れるものであることが必要であります。一般の

会社や市民団体等の正当な目的を有する団体の活

動についてはおよそこの罪の対象にならず、犯罪

組織と言えるようないくつかの条件を文上明

らかにするため、政府原案の「団体の活動とし

て」という要件に言う「団体」を、「その共同の目

的が重大な犯罪又は別表第一に掲げる犯罪を実行

することにある団体」に限定するものであります。第一次に、組織的な犯罪の共謀罪に処罰条件を付加することについてであります。

第一次に、組織的な犯罪の共謀罪については、共謀をしただけの段階にとどまる限りその処罰を差し控え、さらに進んで実行に向けた段階に至つたことのあらわれである外部的な行為が行われた場合に初めて処罰の対象とすることにより、その处罚範囲を明確かつ限定的なものにするため、政府原案に、处罚条件として、「その共謀に係る犯罪の実行に資する行為が行われた場合」という要件を付加するものであります。

買収罪の規定の適用に当たっては、思想及び良心の自由を侵したり、弁護人としての正当な活動を制限するようなことがあつてはならないことなど、運用上留意すべき事項を定めることとしております。

以上が、修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、十分な御審議の上、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手、発言する者あり)

○石原委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

分を」に、「二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは五百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

(強制執行妨害目的財産損壊等)

第九十六条の二 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は

は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下

の罰金に処し、又はこれを併科する。情を

知つて、第三号に規定する譲渡又は権利の設

定の相手方となつた者も、同様とする。

一 強制執行を受け、若しくは受けるべき財

産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を

仮装し、又は債務の負担を仮装する行為

二 強制執行を受け、又は受けるべき財産に

ついて、その現状を改變して、価格を減損

三 金銭執行を受けるべき財産について、無

償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又

は権利の設定をする行為

第九十六条の三の見出しを「(公)契約関係競売等妨害」に改め、同条第一項中「入札」の下に

「で契約を締結するためのもの」を加え、「二年

以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処す

る」を「三年以下の懲役若しくは三百五十万円以

下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、

第二編第五章中同条を第九十六条の六とする。

第九十六条の二の次に次の三条を加える。

(強制執行行為妨害等)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、立入

り、占有者の確認その他の強制執行の行為を

妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百

五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

する。

2 強制執行の申立てをさせず又はその申立て

を取り下げさせる目的で、申立て権者又はその

代理人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、

前項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

(不正指令電磁的記録取得等)

第一百六十八条の三 前条第一項の目的で、同項

各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得

し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は

三十万円以下の罰金に処する。

第一百七十五条の三 図画の下に、電磁的記録

に係る記録媒体を加え、「販売し」を削り、

「又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に

印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは處

(強制執行関係売却妨害)

第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、強制

執行において行われ、又は行われるべき売却

の公正を害すべき行為をした者は、三年以下

の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処

し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第九十六条の五 報酬を得、又は得させる目的

で、人の債務に関して、第九十六条から前条

までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若し

くは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを

併科する。

第二編第十九章の次に次の二章を加える。

第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪

第二編第十九章の次に次の二章を加える。

第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪

年以下の徴役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十一条中「第九条第一項」を「第三条第一項

第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二の罪は刑法第四条の二の例に、「第九条第一項」に、「刑法第三条」を「同法第三条」に改める。

第十三条第二項を次のように改める。
2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(次に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ)であるときは、これを没収することができない。同項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

一 財産に対する罪

二 刑法第二百一十五条の二第一項の罪に係る第三条(組織的な拐取者身の代金取得等)の罪

三 刑法第二百一十五条の二第二項(拐取者身の代金取得等)又は第二百一十七条第四項後段(收受者身の代金取得等)の罪

四 別表第二十九号に掲げる罪若しくは同項第五条第三項(高金利受領等)の罪若しくは出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第五条第三項(高金利受領等)の罪若しくは同項の違反行為に係る同法第八条第一項(高金利受領等の脱法行為)の罪

五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十九条(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪

六 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第百五十号)第二十九条(不正の手段による交付金等の受付等)の罪

七 人質による強要行為等の处罚に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条の二

ら第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

八 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百四十五号)第二百五十五条(詐欺再生)の罪

九 民事再生法(平成十一年法律第二百二十九号)第二百五十五条(詐欺再生)の罪

十 会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)第二百六十六条(詐欺再生)の罪

十一 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条(詐欺破産)の罪

十二 第二十二条第一項中「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条」を「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改め、「不法財産であつて」を削り、「もの」を「財産」に改める。

第十四条第一項中「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条」を「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第十五条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第十六条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第十七条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第十八条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第十九条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第二十条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第二十一条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第二十二条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第二十三条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第二十四条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第二十五条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第二十六条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第二十七条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

第二十八条第一項中「税關職員」を「收税官吏、税關職員、徵稅吏員」に、「別表若しくは第二条第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項」に改める。

条の罪又は「を加える。

別表を次のように改める。

別表第一(第二条、第七条の一関係)

一 第六条の二(組織的な犯罪の共謀)の罪

二 第七条の二(証人等買収)の罪

三 第十条(犯罪収益等隠匿)若しくは第十一一条(犯罪収益等買収)の罪又は麻薬特例第六条(薬物犯罪収益等隠匿)若しくは第七条(薬物犯罪収益等買収)の罪

四 刑法第九十五条(公務執行妨害及び職務強要)の罪(裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る)又は同法第二百一十三条(強要)の罪(次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る)

五 刑法第一百六十三条の四(支払用カード電磁的記録不正作成準備)の罪若しくはその未遂又は同法第一百七十五条(わいせつ物販売等)若しくは第二百八十六条第一項(常習賭博)の罪

六 刑法第一百九十八条(内部者取引)又は第二百条第十四号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

七 刑法第二百一十八条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

八 刑法第二百一十九条(公務執行妨害及び職務強要)の罪(裁判、検察又は警察の職務を行う公務員によるイからエまでに掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る)又は同法第二百一十三条(強要)の罪(イからエまでに掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る)

四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄)又は第百九十八条(贈賄)の罪

刑又は無期若しくは長期四年以上の徴役若しくは禁錮の刑が定められている罪

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、死

者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄)又は第百九十八条(贈賄)の罪

五 刑法第一百九十七条から第二百九十七条の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄)又は第百九十八条(贈賄)の罪

六 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

七 刑法第二百一十八条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

八 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

九 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

十 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

十一 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

十二 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

十三 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

十四 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

十五 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

十六 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

十七 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

十八 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

十九 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

二十 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

二十一 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

二十二 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

二十三 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

二十四 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

二十五 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

二十六 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

二十七 刑法第二百一十九条(内部者取引)又は第二百三十二条(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(譲り受けた権利の実行を業とすること)の罪

(平成十五年法律第八十一号)。以下この項における第六十五条又は職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十一号)の適用については、特定資産流動化法等一部改正法附則第六十五条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法に掲げる「職業安定法等一部改正法」という。附則第十二条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)の適用については、特定資産流動化法等一部改正法附則第六十五条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二百三十六条第二項の罪は、第三条の規定による改正後の組織的犯罪处罚法別表第二号に掲げる罪のみなし、職業安定法等一部改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における特定資産流動化法等一部改正法第二条の規定による改正後の組織的犯罪处罚法別表第二号に掲げる罪とみなす。)

第五条 組織的犯罪处罚法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十二条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第三条の規定による改正後の組織的犯罪处罚法第二条第二項第一号若しくは別表第一第四号若しくは第五号に掲げる罪(第三条の規定による改正前の組織的犯罪处罚法別表に掲げる罪を除く。又は不正競争防止法等一部改正法による改正前の不正競争防止法第十四条第一項第七号(外国公務員等に対する不正の利益の供与等)の罪(同法第十一一条第一項の違反行為に係るものに限る。)の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを持む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により

第六条 第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第十二条(刑法第四条の二)に係る部分に限る。)の規定、第四条の規定による改正後の爆発物取締罰則第十条(同法第四条から第六条までに係る部分に限る。)の規定、第五条の規定による改正後の暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ三第二項の規定、第六条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第六項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定、第十一条の規定による改正後の細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十二条(同法第十一条に係る部分に限る。)の規定及び第十二条の規定による改正後のサリン等による人身被害の防止に関する法律第八条(同法第五条第三項に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

2 第十三条の規定による改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律第八条第二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「同項第一号又は第六号」を「同項第五号又は第六号」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「基いて」を「基づいて」に、「差押（差押状の執行を含む。）」を「差押え（差押状の執行を含む。）」記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第九条 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第三百六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「基いて」を「基づいて」に、「差押（差押状の執行を含む。）」を「差押え（差押状の執行を含む。）」記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第十条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第三百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「基いて」を「基づいて」に、「差押（差押状の執行を含む。）」を「差押え（差押状の執行を含む。）」記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する

第十一條 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ハ中「同項第七号」を「同項第十一号」に、「同条第一項第七号」を「同条第一項第十一号」に改める。

(民事執行法の一部改正)

第十二条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第三号中「第九十六条の三」を「第九十六条の五」に改め、「第一百九十八条」の下に「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項(同条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。)」を加える。

(財務省設置法の一部改正)

第十三条 財務省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項ただし書中「差押え」の下に「記録命令付差押え」を加え、「第一百一十四条第一項」を「第一百九十七条第二項の規定による求め並びに同法第二百二十四条第一項」に改める。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第十四条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第九号中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第七号」に改める。

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削り、附則第二十九条及び第三十条を次のように改める。

度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条のうち組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益処分の規制等に関する法律第二条第二項第三号の改正規定のうち第三号イ中「第七条の二」を「第七条の二第一項又は第二項」に改める。

第三条の二第一項又は第二項に改める。

の規制等に関する法律第六条の次に「一条を加える」改正規定のうち第六条の二第一項中「活動」の下に「（その共同の目的がこれらの罪又は別表第一に掲げる罪を実行することにある団体に係るものに限る。）」を、「共謀した者は」の下に「（その共謀をした者のいすれかによりその共謀に係る犯罪の実行に資する行為が行われた場合において）」を加える。同条に次の一項を加える。

前二項の規定の適用に当たつては、思想及び良心の自由を侵すようなことがあつてはならず、かつ、団体の正当な活動を制限するようなことがあつてはならない。

第三条のうち組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第七条の次に一条を加える。改正規定中第七条の二に次の二項を加える。

前二項の規定の適用に当たつては、弁護人

としての正当な活動を制限するようなことがあつてはならない。

第三条のうち組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第十二条の改正規定中「第六条の二」を「第六条の二第一項及び第二項」に改める。

第三条のうち組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第七十四条の改正規定中の「同条」を「同項若しくは同条第一項」に改める。

第三条のうち組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律別表の改正規定のうち別表第一中「第二条の下に」、「第六条の二」を加え、同

四号イ中「第六条の二」を「第六条の二第一項又は第二項」に改め、同号ロ中「第七条の二」を「第七条の二第一項又は第二項」に改める。

附則第二十四条のうち旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定のうち

ち第二号中「平成十七年法律第十八年法律第
号」を「平成二十二年法律第十八年法律第
号」に改める。

第百六十九条の二第一項の規定による前項の施行日を「平成十八年法律第号」の施行の日」とする。」に改める。

〔平成十七年法律第一号〕を「平成十八年法律第一号」に改める。

附則に次の一条を加える。
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第一十九条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

「号」を「平成十八年法律第 号」に改める。

平成十八年五月八日印刷

平成十八年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局